

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。

軽減を受けるには、役場税務課にて申請が必要となります。

持ち物：雇用保険受給資格者証、印鑑

電話番号：0562-83-3111(内線112,113,119)